

公告第 1342 号

健康保険法第 47 条第 1 項第 2 号の規定による前年（令和 4 年 9 月 30 日）における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額が決定したので、組合規約第 52 条により下記のとおり公告します。

令和 5 年 2 月 13 日

東京都文京区湯島 3-24-5
東京都家具健康保険組合
理事長 山口 貞 雄

記

- (1) 平均標準報酬月額 348,066 円
（標準報酬月額 340,000 円）
- (2) 適用期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (3) 対象者 令和 4 年 3 月 31 日以前に任意継続被保険者になっている者

(注) 令和 4 年 4 月 1 日以降に任意継続被保険者となった者は、資格喪失時の標準報酬月額を適用する。ただし、その額が 83 万円を超えるときは、83 万円とする。（上限額）